

令和8年2月8日(日)

回覧

衆議院議員総選挙

2月8日は、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官
国民審査の投票日です！

私たちの代表者を選出する重要な選挙です。有権者一人ひとりの正しい判断で、
貴重な一票を無駄にすることのないよう、皆さんそろって投票しましょう。

概要

公示日 1月27日(火)
投・開票日 2月8日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
場所 市内の各投票所

開票時間 午後9時
場所 坂戸市立坂戸中学校体育館



投票方法

◇衆議院議員総選挙

・小選挙区選出議員選挙

「候補者の氏名を一人」書いて投票してください。

・比例代表選出議員選挙

「政党等の名称等の一つ」書いて投票してください。

◇最高裁判所裁判官国民審査 ※期日前投票期間が異なります(裏面参照)。

やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を書いて
投票してください。

持参する物

※ 当日・期日前共通

「投票所入場券」を切り離して持参してください。(投票所入場券が印刷された
選挙のお知らせは、1月30日～2月3日の3日間での発送を予定しています。)

※ 投票所入場券がお手元がない場合でも、本人確認の上、投票することができますので、投票所の係員に申し出てください。(身分証明書をお持ちいただくと、確認がスムーズになります。)

※ 裏面も併せてご覧ください。

期日前投票

一定の理由で選挙当日に投票所へ行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。

施設名	坂戸市役所 (2階 201 会議室)	北坂戸出張所
住所	坂戸市千代田 1-1-1	坂戸市溝端町 1-8
開設期間	1月28日(水) ~ 2月7日(土)	2月2日(月) ~ 2月7日(土)
開設時間	午前8時30分 ~ 午後8時00分	午前9時30分 ~ 午後7時00分

※ 坂戸市役所(2階 201 会議室)における、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間は2月1日(日)から2月7日(土)までとなります。

※ 施設ごとに開設期間・時間が異なりますので、ご注意ください。

投票のできる方

※ 当日・期日前共通

坂戸市の選挙人名簿に登録されている方
登録要件

- ① 日本国籍を有する方
- ② 平成20年2月9日までに生まれた方
- ③ 令和7年10月26日以前から市内に住んでいて、住民基本台帳に引き続き登録されている方(転入者は、10月26日までに転入届をしていること。)

※ 令和7年10月27日以降に、他の市区町村から坂戸市に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地の市区町村で投票できます。

※ 坂戸市の選挙人名簿に登録されている方が市外へ転出し、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合には坂戸市で投票できます。

※ 令和8年1月20日以降に市内で転居した方は、前住所地の投票所で投票してください。



その他

- ・投票所内でのスマートフォン等の使用はお控えください。
- ・投票所には、選挙人、投票事務従事者、警察官以外は出入りできません。例外として、選挙人が同伴する18歳未満の人、選挙人を介護する人は選挙人と投票所に入場できます。ただし、投票用紙の記載及び投票箱への投函は選挙人本人が行います。



問合せは
坂戸市選挙管理委員会まで
(電話 283-1331 内線 216)